

第 1 回

加古川市手話言語及び 障がい者コミュニケーション施策推進委員会

議事録

日時：平成 29 年 6 月 8 日（木）午前 10 時 00 分開会

場所：加古川市民会館 大会議室

1 開会

- 事務局 定刻となりましたので、第1回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を開催いたします。

本日は公私共にご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします、加古川市 福祉部 障がい者支援課 地域生活支援係の松井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在の委員の皆様の出席状況につきましてご報告申し上げます。委員全10名のうち9名の方にご出席いただいております。

なお、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 事務局次長の嘉田眞典委員は、所用のため本日欠席と聞いております。

2 委嘱状の交付

- 事務局 松井です。続いて、委嘱状の交付に移ります。

任期は、平成29年6月1日から平成31年5月31日までとなります。それでは、部長が委員の皆様のお席に順に参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

【委嘱状の交付】

3 部長あいさつ

- 事務局 松井です。続いて、福祉部長より、一言あいさつを申し上げます。

- 福祉部長 みなさん、おはようございます。加古川市福祉部長の田井でございます。本日は、ご多用な中をご出席いただきまして本当にありがとうございます。また、昨日から関西地方も梅雨に入った

ようで、あいにくの天気になっておりますが、ご足労くださり本当にありがとうございます。

平素は、本市の福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただいております。本当にありがとうございます。

また、本日の会議は、施策の推進委員会ということでございますが、昨年度は手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例の検討委員会ということで、皆様方から本当に貴重なご意見をいただきまして、その条例につきましては、昨年12月に市議会のほうに上程し、全会一致で可決されました。そして、この4月から施行となっております。この条例に基づき、手話をはじめ障がい者の方々のコミュニケーションの手段が、市民の皆様幅広く理解をされ、普及する、そのための施策を推進することにしております。昨年度、条例案ができた段階で委員会を解散をする予定にしておりましたが、委員の中から「条例を作るのも大事だが、施策を推進していくことがより大事ではないのか」、「効果的な施策が推進できるように、委員会を残して意見を反映してほしい」というご提言がございましたので、全委員の合意のもと、会の名称は変えましたが、引き続き、皆様をお願いすることにしております。手話言語及び障がい者コミュニケーションの手段が広く市民の皆様に理解され、我々が目指す共生社会を実現したいと考えておりますので、どうか皆様方の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申しあげまして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 松井です。ここで部長及び次長は、他の公務のため退席いたします。なお、本日の委員会は公開で行うこととしておりますので、傍聴者に入室していただきます。

4 自己紹介（委員・事務局）

○事務局 松井です。

続いて、本日までご出席をいただいております委員の皆様を順にご紹介させていただきます。お名前をお呼びした方から順にご起立願います。

○事務局 兵庫大学生涯福祉学部 教授の杉山 貴要江様でございます。

○杉山委員 杉山です。よろしくお願いいたします。

○事務局 兵庫県立姫路聴覚特別支援学校 教諭の川添 雅史様でございます。

○川添委員 川添です。よろしくお願いいたします。

○事務局 加古川ろうあ協会 事務局長の荒木 里津子様でございます。

○荒木委員 荒木です。よろしくお願いいたします。

○事務局 加古川中途失聴・難聴者協会 会長の脇本 廣司様でございます。

○脇本委員 脇本です。よろしくお願いいたします。

○事務局 加古川市視覚障害者福祉協会 会長の山本 博昭様でござ

ざいます。

○山本委員 山本です。よろしくお願いします。

○事務局 加古川市手をつなぐ育成会 会長の澤田 きみよ様でござ
います。

○澤田委員 澤田です。よろしくお願いします。

○事務局 加古川要約筆記たんぽぽ 代表の永井 智代民様でござ
います。

○永井委員 永井です。よろしくお願いします。

○事務局 点訳グループあゆみ 代表の船越 福代様でございます。

○船越委員 船越です。よろしくお願いします。

○事務局 朗読ボランティアグループさざなみ 代表の橋 美恵子
様でございます。

○橋委員 橋です。よろしくお願いします。

○事務局 松井です。次に、事務局を紹介いたします。

障がい者支援課長の神戸でございます。

○事務局（神戸課長） よろしくお願いします。

- 事務局 同 副課長の加藤でございます。
- 事務局（加藤副課長） よろしく申し上げます。
- 事務局 同 地域生活支援係長の福原でございます。
- 事務局（福原係長） よろしく申し上げます。
- 事務局 同 地域生活支援係 設置手話通訳者の田寺でございます。
- 事務局（田寺手話通訳者） よろしく申し上げます。
- 事務局 最後に私、地域生活支援係の松井でございます。どうぞよろしくお申しあげます。
なお、本日の委員会には、手話通訳を東播手話通訳者協会様に、ノートテイクとOHCによる要約筆記を加古川要約筆記たんぽぽ様に、それぞれご協力いただいております。よろしくお願いいたします。

5 施策推進委員会の運営について

- 事務局 松井です。
次に、本委員会の運営についてご連絡いたします。
まずは、本日の会議資料について確認させていただきます。
まず、次第、次に、資料1としまして、委員名簿、裏面に本委員会の設置要綱を記載しております。

続いて、資料2としまして、加古川市障がい者基本計画を抜粋した資料でございます。

続いて、資料3としまして、加古川市の福祉に関する平成29年度における主要・新規の事業についてまとめた資料でございます。

続いて、資料4としまして、施策推進委員会の進め方についての資料でございます。

続いて、資料5としまして、本年度のスケジュール（案）についての資料でございます。

最後に、資料6としまして、加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例の制定にあたり、各団体に事前ヒアリングを行った際に、現状の課題としてお聞きしたものを抜粋した資料でございます。皆様すべてそろっておりますでしょうか。

続いて、本委員会の進行についてお願いがございます。

本日は障害のある方が多数参加されております。発言の際は、挙手のうえ、マイクを使っていただき、毎回、お名前をおっしゃっていただくよう、お願いいたします。

それでは、ここからは、お手元にお配りしております次第に沿って進めさせていただきます。

6 委員長の選出及び職務代理者の指名

○事務局 松井です。

まず、本委員会の委員長の選出を行います。

設置要綱第5条第1項の規定により、委員の互選により委員長の選出をお願いするものですが、いかがでしょうか。

○澤田委員 澤田です。

学識経験があり、公平な立場で判断してくださる兵庫大学の山貴要江委員をお願いしたいと思います。

○事務局 事務局 松井です。

ありがとうございます。

それでは、杣山委員に委員長をお願いすることとします。

杣山委員長、ごあいさつをお願いいたします。

○杣山委員

兵庫大学の杣山でございます。

この委員会は、4月に施行された加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例第7条に基づき、障がい者、コミュニケーション支援者、学識経験者である皆様から広く意見を聴き、手話言語への理解の普及及び障がい者のコミュニケーション手段の普及に係る施策を推進していくための委員会だと認識しています。

委員の皆様には、積極的なご発言、活発な意見交換をお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつといたします。

○事務局 事務局 松井です。

ありがとうございました。

それではこれから委員長に進行をお願いいたしますが、その前に設置要綱第5条第3項の規定により、委員長があらかじめ職務代理者を指名することとなっておりますので、ご指名のほうよろしくお願ひします。

○杣山委員 杣山です。

加古川市視覚障害者福祉協会の山本委員を指名します。

○事務局 事務局 松井です。

委員長より指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、杣山委員長にお願いしたいと思います。

杣山委員長、よろしくお願いいたします。

7 報告事項

○杣山委員長 杣山です。

それでは、ただいまから、次第の7の報告事項に入りたいと思います。事務局より報告をお願いします。

○事務局 福原です。

私のほうから報告いたします。

まず1)の加古川市障がい者基本計画についてですが、資料2をご覧ください。4月に策定されたこの加古川市障がい者基本計画に沿って施策を展開していくということになっております。

資料2の3ページをご覧ください。「(1) 地域づくりの推進」における①障害や障がいのある人に対する理解の促進、②地域福祉活動の促進、「(2) 地域生活の充実」における②コミュニケーション支援の充実が手話言語及び障がい者コミュニケーション施策の普及に関連する部分となっております。

資料2の4ページをご覧ください。障害や障がいのある人に対する理解の促進についての現状と課題を記載しております。「手話や要約筆記、点字その他のコミュニケーション手段については、まだまだ理解や普及が進んでいるとはいえ、その使用の機会が十分に確保されていないため、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで、不安を感じている現実があります。」という課題があり

ます。この課題に対する施策として、「多様なコミュニケーションに対する理解の促進、障害の特性に応じたコミュニケーションについての理解を促進するため、手話や要約筆記、コミュニケーションボードの利用その他の音声言語以外による障害の特性に応じた多様なコミュニケーションについて周知を図ります。」ということに記載しております。

続きまして、6ページの地域福祉活動の促進という部分ですが、「登録ボランティアの固定化と高齢化が進んでおり、新たなボランティア活動の担い手の確保が必要です。」という課題があります。この課題に対する施策としては、「ボランティア活動の広報、ボランティアセンターと協力し、障がいのある人の日常生活にかかわっている点訳や朗読、手話、要約筆記、施設訪問その他の各種ボランティア活動について、その活動内容を周知することで、地域住民の地域福祉活動に参加する意識の醸成を図ります。」という風に記載をしております。

7ページのコミュニケーション支援の充実という部分ですが、「手話通訳や要約筆記のニーズが高まる一方、手話通訳者や要約筆記者などの支援者の登録者数が限られているため、担い手となる人材の養成が必要です。」というようにコミュニケーション支援者の養成が課題となっております。それに対する施策の内容ですが、「「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」にかかる取組みの推進」ということで、本日第1回目を開催しております、加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション施策推進委員会を設置して、具体的な取組みについて委員の皆様とともに検討していくというように記載しております。また、コミュニケーション支援体制の整備ということで「聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、市に常勤の手話通訳者を複数名配置し、

窓口通訳や派遣調整を行います。また、市が主催する行事などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の配置を推進し、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。」という風に記載しております。このことについてですが、この4月から障がい者支援課の窓口で常勤の設置手話通訳者を2名配置して窓口通訳や派遣調整を行っております。また、市が主催する行事においての手話通訳者や要約筆記者の配置につきましても、昨年度より市が主催するイベントで聴覚障がい者が参加すると分かっているもの及び参加者が300人以上の規模のイベントに手話通訳者、要約筆記者の配置を行っております。

コミュニケーションを支援する人材の育成のところで、「手話奉仕員や点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を実施し、手話で日常会話を行うために必要な語彙や表現技術を習得した人、点訳・朗読技術を習得した人を養成します。また、手話通訳や要約筆記に関する研修会の周知を通じて手話通訳者や要約筆記者の養成を図り、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の確保を図ります。」とあるところについても、手話奉仕員、朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成事業を委託して行っています。要約筆記奉仕員の養成につきましても、社会福祉協議会が行っている事業に対して市が補助をおこなっております。

コミュニケーションツールの普及啓発については、「多様なコミュニケーションを促進するため、コミュニケーションを行ううえでの本人の特性などが記入できる「ヘルプカード」や、発音による会話が難しい人とのコミュニケーションを支援するコミュニケーションボードなどのコミュニケーションツールの普及啓発を行います。」とあります。この中でヘルプカードについては、昨年に作成しまして普及啓発に取り組んでおります。

以上、加古川市障がい者基本計画に基づく現在実施している取組

みの報告となります。

本日、「手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例を制定しました」というパンフレット及び条例本文をお配りしておりますので参考にご覧ください。この条例を基に施策を検討していくということになります。

続いて、資料3の「平成29年度の主要・新規事業について」をご覧ください。こちらは市の平成29年度の事業を抜粋したものです。この中にも、先ほど申しあげたものがありますが、4つ目の障害者差別解消事業（障害者差別解消推進事業）という部分で、音や声の聴こえにくい方の窓口での会話を支援するため、福祉部、市民部などの窓口で卓上型対話支援機器（コミュニケーション）を設置することについて説明しています。また、障がい者が店舗等を利用しやすくするための環境整備など、合理的配慮の提供を行うための経費の一部を助成することについても記載しています。これにつきましては、既に障がい者支援課の窓口ではコミュニケーションを設置しております。今後、他の窓口にも設置していく予定です。

続きまして、障害者差別解消事業（設置手話通訳者分）とありますが、これは先ほど申しあげましたように条例施行後における手話の普及啓発及び手話通訳者等の確保・養成に係る事業の一層の推進のため、設置手話通訳者を常勤的に2名雇用して手話の普及啓発、手話通訳者の派遣などを行っております。

その次の障害者差別解消事業（手話言語フォーラム）のところですが、広く市民に障がい者への理解、特に手話言語への理解と、障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段の普及をめざしフォーラムを開催する、としております。こちらは12月の障害者

週間にあわせまして、普及啓発を図るためのフォーラムの開催を予定しております。

続きまして、障害者差別解消事業（職員手話研修）という部分ですが、市において手話を率先して取組む機会を設けるため、職場研修において、設置手話通訳者の派遣を行います、と記載しております。こちらは、障がい者支援課では以前より週1回手話研修を行っておりまして、今年度より他の職場でも手話研修を行うというところがありましたら、障がい者支援課より設置手話通訳者を派遣して研修を行うというものにしております。

以上が、条例に基づく施策で既に実施しているものと、これから予定しているものということで主要・新規事業の報告をさせていただきました。

報告事項は以上です。

○ 杉山委員長 杉山です。

ありがとうございました。

それでは事務局からの資料2と資料3に関しましての報告についてご意見・ご質問はございませんか。

○ 山本副委員長

資料3の図書館に要する一般的経費のところですが、こういう形で図書館の利用を進めていただけるとありがたいです。特に来年度から点訳図書の貸し出しが福祉会館ではなくなります。視覚障がい者のための朗読図書に関してはデジタルのシステムになってからはなくなってきていますので、これも図書館を通じて録音図書を貸していただけるようになればありがたいと思っております。

○杉山委員長 杉山です。

山本副委員長からの意見ですが、1つはこれまで福祉会館で行われていた点訳図書の貸し出しを図書館で行ってほしいということかと思えます。もう1つは、朗読図書がデジタル化されているということなんですけれども、これを図書館の方で貸し出しができないものかというこの二点かと思えますがいかがでしょうか。

○船越委員

山本副委員長のお話で訂正があるのですが、これまで福祉会館に図書室があり、そこに点訳図書が置いてありましたが、改修に伴い図書室が無くなります。そこにあった点訳図書をどうしたものかと皆頭を抱えております。昨年度から他の図書館で対応してもらえませんかという働きかけが市にあったと思えます。また、空いてる部屋があればボランティアで点訳図書、朗読図書を管理してもいいという思いもあります。とりあえず図書室がなくなったのは大きな問題です。

それからもう一点よろしいでしょうか。視覚障がい者のボランティアをしているという立場で、資料2、資料3を熟読し、本日も報告を聞かせていただきましたが、視覚障がい者への支援はどうなっているのでしょうか。障がい者支援課の窓口でも資料は全て墨字ですよ。コミュニケーション支援というのは視覚障害以外の障害に対する支援のことですか。それとも障害全体に対する支援なのか、そのあたりをもう一度しっかりとお聞きしたいなと思えます。

○杉山委員長 杉山です。

ありがとうございました。1つは福社会館の図書室がなくなり、そこにあった図書の管理についての問題。ボランティアの方でそういった図書の管理を引き受けるといった話もあるとのことでした。

もう1つは視覚障がい者に対する支援については資料2、資料3において見えない状況となっておりますが、どうなっているのでしょうかというご質問です。

○事務局 神戸です。

資料2、資料3については、この4月から動き出した障がい者基本計画の内容を示したものと、平成29年度の主要・新規事業は記載されている内容で予算がついており、実施していく予定であるということを示したものとなっております。図書館の件については詳細を確認し、次回の会議にはご報告をしたいと思っております。

それから視覚障がい者のコミュニケーションについて、障がい者支援課の窓口で墨字の資料しかないというご指摘がございましたが、これについても本委員会において、どういう形で実施できるのかを皆様方と一緒に考えていきたいと思っておりますし、今ご指摘いただいたことについては我々も取り組んでいかなければならないと思っております。

○杉山委員長 杉山です。

ありがとうございました。

図書館については確認して、次回の会議には何らかの回答を用意していただけるとのことです。

視覚障がいのある方への具体的な配慮に関しては、この会で協議していきたいというお話しです。

その他ご質問等ありますでしょうか。

○川添委員 川添です。

資料2、資料3の説明を聞いて、この委員会は手話言語及び障害者コミュニケーションに関するものだと思うのですが、手話言語の部分についてはあまり触れていないように感じました。というのも、基本計画の中でコミュニケーション支援について書かれてはいるんですけども、手話は言語であるとの理解を普及するという内容が基本計画の中では見られなかった。資料3の今年度の主要・新規事業の中で手話言語フォーラムが開催予定であり、その中で手話言語への理解について挙げられてはいるんですけども、そこしかなかったのではないかと思います。

条例の前文で、手話が言語であることへの理解を普及すると謳っている割には基本計画の中にはそういったことが十分盛り込まれていないと感じました。

○杉山委員長 杉山です。

ありがとうございました。今のご意見は、手話が言語であるということが条例の前文にも掲げているけれども、基本計画の中で、具体的にはそういったことへの記述が見えてこないというものです。唯一資料3の手話言語フォーラムのところで手話言語への理解というような文言はあるんですけども、このあたりはどのようにお考えか。

○事務局 神戸です。

基本計画は既に策定されているということで、これから手話が言語であるという理解を促進することについてやっていかなければならないと思っています。実際の資料に繋がっていない

というご指摘だと思うのですが、そちらについてはこの委員会を通じて川添委員にもアイデアを出していただいて、実施可能なところからやっていくということになります。障がい者基本計画については市が策定したもので、手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例については市が策定しましたが、議会の承認をいただいて、市・議会ともに進めていこうということになっていますので、こちらの方を中心に手話言語への理解の促進ということについて進めていきたい、それは理念にも謳ってありますので誤解のないようお願いしたいと思います。

○**杣山委員長** 杣山です。

それでは本委員会の方で活発な意見交換をしながら、私たちの当初言っていたような実質的なものにしていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

8 協議事項

○**杣山委員長**

続いて次第8の協議事項に入りたいと思います。
事務局よろしく申し上げます。

○**事務局** 福原です。

それでは委員会の進め方（案）についてです。

1の所掌事務についてですが、1つ目は手話言語への理解の普及及び障がい者のコミュニケーション手段の普及に係る施策（以下「普及施策」という。）について、障がい者等から意見の聴取をするものです。2つ目は加古川市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に対し、前項により聴取した意見を提出するとい

う風な所掌事務となっております。

それから、2の委員会の進め方についてですが、障害福祉計画というものが3年に1回見直しされる関係で、その見直しに合わせて各障がい者団体からヒアリングを行い、本委員会において報告を行うという風になっております。

毎年、普及施策の課題を整理し、普及施策案を検討します。その普及施策案について、翌年度当初の協議会に提出するというものです。

障害種別等に応じた普及施策の行動計画を立案し、皆様から意見をいただくというものです。行動計画の例としまして聴覚障がい者に係る普及施策に関する行動計画、視覚障がい者に係る普及施策に関する行動計画、障がい者支援のためのICT導入計画などが挙げられます。

3の委員会の開催回数及び会議内容についてですが、委員会は毎年度3回程度の開催を予定しております。内容としては協議会に提出する普及施策案の決定及び普及施策に関する課題等の整理、これを1回目に行おうと考えております。2回目は11月頃を予定しておりますが、障がい者団体等からの意見聴取の結果報告、それから普及施策(案)及び行動計画の検討というのを考えております。3回目は2月頃になりますが、普及施策(案)及び行動計画の検討ということで委員会を進めていきたいと考えております。

続きまして資料5になりますが、本年度のスケジュール(案)についてでございます。本年度は開催回数3回を予定しておりまして、予定月につきましては先ほど申しあげましたとおり、6月、11月、2月に予定をしております。内容については記載してありますとおり、1回目は本日になりますが、委員会の設置、委員会の進め方について、本年度のスケジュールについて、普及施策に関する課題

について、障がい者団体等への意見聴取についてということで、こちらを皆さんにご意見をいただこうと思っております。

2回目は11月頃で障がい者団体等からの意見聴取の結果についての報告、それから市の方で考えた普及施策（案）及び行動計画について皆様から意見をいただこうと考えております。

3回目は2月頃を予定しておりますが、普及施策（案）及び行動計画の検討ということで、具体的な行動計画を策定するためのご意見を皆様にいただこうと考えております。

続きまして、資料6ですが普及施策に関する課題についてというものでございます。こちらは条例を作る前の段階で障がい者団体や障がい者支援団体にヒアリングを行い、その際に出たご意見を抜粋して記載したものでございます。

1 視覚障がい者のコミュニケーション（支援を含む）の課題についてですが、こちらは市役所からの送付書類に点字等の表記がないでありますとか、会議等で点字や音声の資料が実際に用意されていないというものです。それから支援者の意見ですが、録音、編集作業をするための機材の購入費が高いでありますとか、市役所職員に点字を読める人がいないといった意見をいただいております。

2 聴覚及び言語機能障がい者、知的障がい者のコミュニケーション（支援を含む）の課題についてですが、ろう者とコミュニケーションを必要とする健聴者が手話通訳者派遣制度を利用できないというご意見をいただいております。身体障害者手帳を持たない聴覚に障害のある人が要約筆記派遣制度を利用できない、中途失聴・難聴者協会の交流会や例会などへの要約筆記者の派遣がない、コミュニケーションボードが店舗で持っておられるところもあるようですが、なかなか使用されていない状況であるというご意見

をいただいております。

3 コミュニケーション支援者の養成についてということですが、点訳奉仕員養成講座の参加者が少数である、養成講座を修了した方が次の活動へと繋がるということが少ないというご意見をいただいております。それから、点訳、朗読ボランティア員が高齢化しているという部分、そして手話通訳者、要約筆記者が高齢化しているということで支援者の高齢化が問題となっています。要約筆記というコミュニケーション手段の周知ができていない、加古川市が実施する要約筆記者養成講座がないというご意見もいただいております。要約筆記者養成講座については県が実施しております、加古川市では行っていないため、こういったご意見をいただいております。最後に手話奉仕員養成講座修了者のステップアップの場がないというようなご意見がございました。

以上が以前にいただいた意見ですが、これ以外に皆様が感じられている課題についてのご意見をいただきたいと思っております。

最後に、障がい者団体等への意見聴取についてでございますが、こちらについては今年度障害福祉計画の見直しをする年でございますので、7月以降になるとは思いますが計画のヒアリングにおいて、コミュニケーションの課題についてのヒアリングも行いたいと考えております。

以上、皆様にご意見をいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 杉山委員長 杉山です。

ありがとうございました。それでは、資料4、資料5に関しましてご意見、ご質問をお聞きしたいと思います。資料6についてはこの後お尋ねします。まずは資料4、資料5についてご意見ご質問は

ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは資料6の普及施策に関する課題についてのところですが、先ほどの山本副委員長と船越委員、川添委員の意見、要望等も普及施策に関する課題の中に入れ込んでいただきまして、さらに、資料6普及施策に関する課題についてご意見おありになる方よろしくをお願いいたします。

○澤田委員 澤田です。

知的障がい者に対しては、2聴覚及び言語機能障がい者、知的障がい者のコミュニケーション(支援を含む)についてのコミュニケーションボードが使用されていないというその1行のみとなっています。私自身も障がい者本人ではないんですね。子供と一心同体できてますので本人の思いというのは分かっているつもりなのですが、分かっているつもりでいるだけで本当の思いというのはわからないです。どうしたら知的障がい者の思いというのを読み取れるんだろうというのを考えています。コミュニケーション支援というのを市の施策として考えていただけると、計画相談というのがありまして、相談支援専門員の方が私たちの子供に対して意思決定支援をしてくださるのですが、その意思決定支援というものを知的障がい者(児)を取り巻く、親、教師、事業所の支援者といった全ての支援者が勉強したら、知的障がいのある子供たちの人生というのは、人との気持ちのやりとりができてすごく変わっていくんだろうなと思います。是非、意思決定支援の学習会というものを施策の中で取り入れていただきたいなと思っており

ます。

○ 杉山委員長 杉山です。

知的障がいのある方への支援について、支援をする関係者、教員等、関わりのある全ての方に研修を計画したらどうか、そうすることで知的障がいのある方の人生というのは格段に変わるんじゃないか、という意見でした。そういうところも普及施策に関する課題に入れていただきたいと思います。

○ 荒木委員 荒木です。

一つお伺いしたいんですけども、加古川ウェルビーポイント制度とは具体的にはどういうものなのでしょうか。

○ 事務局 神戸です。

加古川市でボランティアポイント制度というのを昨年度から試行、本年度から本格的に実施するという事で、現在、協働推進部の方で取り組んでいるのですが、私どものほうには制度の詳細についてまだ伝わっておりませんので、これもよろしかったら次回の会議のときにお知らせできればと思います。

○ 杉山委員長 杉山です。

ありがとうございます。次回というと11月ですよ。少し間があるように思うんですけども。

○ 事務局 神戸です。

それまでに直接、個人的に連絡させてもらえれば。

○**杉山委員長** 杉山です。

ホームページか何かで紹介されるといったようなことはされる
んでしょうか。

○**事務局** 神戸です。

広報かこがわであったりとかホームページであったりとかそう
いうところで周知が図られるとは思いますが、もう少し具体的
な内容をお知りになりたいのかなと思い、そうお答えさせていた
だきました。

○**杉山委員長** 杉山です。

ありがとうございます。そうしましたら個人的にお伝えいた
だくという形でこの会では確認しておいてよろしいでしょうか。

○**荒木委員** 荒木です。

私だけではなく、皆さんの理解が必要だと思いますので、個人的
にはない方がいいと思うんですけれども。制度としてどのよう
なメリットがあるかなどを皆さんが知った方がいいと思います。

○**永井委員** 永井です。

ウェルビーポイント制度のことですが、以前ウェルビーポイン
ト制度について神戸新聞に載っているのを見ました。社会福祉協
議会の中でもウェルビーポイント制度についての意見はまだでて
いないと思いますし、私も今日の資料を見てとても気になりました。

○**杉山委員長** 杉山です。

実は私も初めて見まして、ホームページに出ていたのかなと、慌てた次第だったのですが、こういう風に随分と初耳の方がいらっしやると分かりましたので、この加古川ウェルピーポイント制度に関して広く理解を進めていっていただいたほうがいいかなと思います。荒木委員だけではなく、委員の皆様が理解してないという様に見えましたので、理解の普及についてお考えいただけたらなと思います。

○協本委員

2 の中途失聴・難聴者協会の交流会や例会などへの要約筆記者の派遣がない、というのは毎月派遣してもらっているのも間違いです。問題は、身体障害者手帳を持たない聴覚に障害のある人が要約筆記派遣制度を利用できないのところ。それは事実です。加古川中途失聴・難聴者協会の中でも手帳がない会員がいますので、そういう人が例えば病院とか役所に行く場合は要約筆記の派遣ができないということが一番の問題。

○杣山委員長 杣山です。

ありがとうございました。私の知る限りでは子供は手帳の有無に関係なくサービスが提供されるようになってきたのではないかなと思います。普及施策に関する課題の中に入っているこの点はずっと以前からの課題ということを知りましたが、いかがでしょうか。

○事務局 福原です。

要約筆記の派遣制度についてはおっしゃるように、身体障害者手帳を持っている方を対象に派遣ということで、公費でもって派

遣をするということになります。今後行うヒアリングの中で皆様のご意見等をお聞きしまして、また他市町の動向を見まして変えていける部分は変えていきたいと思いますが、今のところは手帳所持者のみとなっています。

○**杉山委員長** 杉山です。

脇本委員のお話しでは以前からご要望は出されているということですので、かなり積極的に進めていっていただけたらいいかなと、委員会の方では意見として留めておきたいと思います。

○**川添委員** 川添です。

障がい者に対する理解という点では、子供たちが障がい者や手話などについて理解をするということが、将来的には障がい者に対する差別の解消に繋がっていくと思いますので、教育委員会の分野になってくるかもしれませんが、学校での手話学習の推進であるとか、支援といったことも積極的に取り入れてもいいんじゃないかなと思います。現状で実際に手話を学習している学校もあると思いますが、それに対しても支援をしていく。それから学校の教員が手話を理解するというのも子供たちに対する理解ということに繋がってくると思います。また、普通学級に聴覚に障がいのある子供が在籍しているということがありますが、そういったクラスあるいは学校が教育に対する研修、クラスに対しての啓発学習を行う場合、それに対する支援というものを条例に関連する施策のなかでしていただければありがたいなと思います。

○**杉山委員長** 杉山です。

ありがとうございました。まず前半部分ですけれども基本計画

資料2の4ページの一番上に「学校での福祉教育の推進」というような文言があります。長期的に考えた場合に子供たちへの理解促進というのは非常に重要というご意見です。それを一つの大きな理念として考えると、条例の方は手話言語に対する策を講じていく必要、実行していく必要があるというご意見です。

聴覚障がいのあるお子さんが通常学級等におられることを鑑みまして、学校が研修等また啓発活動等行う場合は、それに対する支援をお願いしたいという意見かと思えます。

○事務局 神戸です。

障がい者支援課の我々でできるところということでいいますと、設置手話通訳者を職員研修に派遣していこうということで、取り組んでいるところです。将来的に学校の先生に対しても派遣していくということができたらいいのかな、と思いました。学校での手話学習の現状についてははっきりとは私どもも把握できていない。まずその現状の認識をすることが大事だと思いました。今働きかけられるところについては今回の委員の皆様の見解などを聞きながら考えていきたい。

○杉山委員長 杉山です。

ありがとうございました。

実質的には教育の領域ですので教育委員会と連携を図りながらということになるのですが、積極的に取り組んでいただけるということでよろしく願いいたします。

○荒木委員 荒木です。

少し話が逸れるかもしれませんが、委員のメンバーが身内ばかり

りかなと思います。例えば障がい者関係ではない一般の市民の方が入るとか、コミュニケーション支援が必要だということを一一般の人から出してもらえればいいのかと思います。どうも身内ばかりで委員会が進むのかな、と思うんですがいかがでしょうか。

○**杉山委員長** 杉山です。

今のご意見ですけど、今後なにかご計画等ありますでしょうか。

○**事務局** 福原です。

委員会につきましては、皆様に代表としてご出席いただいて、意見をうかがっているということになるんですが、その他の方の意見につきましては今後予定しております、障がい者団体へのヒアリングの中で意見を聞いていきたいという風には考えております。

○**杉山委員長** 杉山です。

施策推進委員会ということですので施策に直接関わる支援者等が多いかと思います。荒木委員の今のご意見は例えばこういった方を。

○**荒木委員** 荒木です。

例えば町内会長さんとかがいらっしゃると思うんですけど、そういった地域の方々を1人2人入れていただいたらどうかな、と思います。そういう方が入ると委員会としては成り立たないのでしょうか。

○**杉山委員長** 杉山です。

今具体的に役職名を出されましたが、この件はおそらく様々な

ことが絡んでくるので一度事務局の方にお預けする方がいいような気がします、いかがでしょうか。これは行政側でいろいろな考えを出さないといけないことですので、お預かりいただくということで今日のところはお願いしたいと思います。

9 その他

それでは次第の9に移らせていただきたいと思います。次第の9はその他ということで、今の荒木委員のご意見を含めまして、他にご意見ございませんでしょうか。

○橘委員 橘です。

資料3の今年度の主要・新規事業についての中の図書館に要する一般的経費のところなんですけれども、視覚障がい者の方のために音声図書サービスを開始するということが書いてありますが、具体的にどういうことか教えていただきたいです。

○杉山委員長 杉山です。

資料3の一番下ですね。3行目に音声図書サービスの開始とありますが、具体的なところを教えていただきたいというご質問です。

○事務局 福原です。

図書館の取組みについてですが、私どもの方でも現状把握できていないということになりますので、また先にはなりますがその時に報告させていただきたいと思います。

○杉山委員長 杉山です。

ありがとうございます。11月といわずに早めにご連絡いただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○協本委員 協本です。

先ほど、荒木委員が仰っていた件ですが、一般の人を委員に入れると、まとまらなくなると思います。

○杉山委員長 杉山です。

今のご意見ですが、いろいろ検討を要するものということで今日のところは一旦事務局のほうにお預けしたいと思います。この意見は委員会の意見としてまとめていきたいという風に思っております。よろしくお願いいたします。

他によろしいでしょうか。

○川添委員 川添です。

2つあります。1つは資料3今年度の主要・新規事業についてのところで、障害者差別解消事業（職員手話研修）として職場研修において設置手話通訳者の派遣を行いますとありますが、この職場研修というのは市役所の各課のことを想定されているのか、いわゆる一般の事業所のことを想定されているのか、お聞きしたいのが1つです。

それから私自身のことですが、昨年度条例の検討委員会の際は支援団体の代表ということで、手話サークルの代表として参加させていただきましたのですが、今年度は学識経験者ということで、それに参加させていただくことについては構わないのですが、手話に関する支援団体の代表というのが名簿の中にない形になるので、私が学識経験者という形での参加になるのであれば、手話サーク

ルの代表というのが別途あってもいいんじゃないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○**杣山委員長** 杣山です。

2点あります。さきほど事務局からの説明によると各課が研修を行う際は手話通訳者を派遣するという説明がありましたけれども、職場研修の職場の範囲について、市役所内に限定するものかどうかというのが1点。それからこの委員会の構成メンバーについて、川添委員は条例検討委員会の際は手話サークル代表という立場での参加でしたけれども、今回は学識経験者としての参加になっています。その場合、名簿から手話サークルの代表者が削除されてしまっているのので、手話サークルの方をメンバーに1人加えていただきたいという意見ですがいかがでしょうか。

○**事務局** 神戸です。

職員手話研修ですが、率先して手話を理解するという取組みを障がい者支援課だけではなく、他の課にも実践してもらおうと思いい取り組んでいます。加古川市役所には職場人権研修というものが年4回あります。その一環で各職場で障がい者のコミュニケーション促進について研修をする際は我々の職場から派遣するというのが1点。もう1点は、障がい者支援課において毎週水曜日午前中に職員全員が手話の勉強をしているのですが、そのような研修に取り組むという職場がありましたら、そちらの方にも派遣するというものです。その2点を職場からの希望があれば派遣するという形になります。

次のご意見につきましては、川添委員には意味合い的には支援団体の代表者ということでも参加いただいております。ただ、学識

経験者という方が姫路聴覚特別支援学校の方に出席依頼を出しやすいという事情もございまして学識経験者とさせていただいております。

○川添委員 川添です。

今の回答をお聞きしてあまりはっきりしなかったのですが、市の職員対象のものなのか、一般の会社からの要望に対しても派遣をできるのか、明確にしていただければと思います。

○事務局 神戸です。

市がまず率先して行うという意味合いをこめまして加古川市役所の職場が対象です。

一般の企業への派遣については、ご意見をいただいているという風に受け止めておりますが、この施策推進委員会で、実際にそういう機会が職場にあり、市から派遣するべきだということがありましたら、どういう形になるか分かりませんが、検討をしていきたいと思っております。

○柚山委員長 柚山です。

ありがとうございます。では今の職場研修に関しましては、本委員会で意見がでたということで、資料6 普及施策に関する課題のところ追加していただくということでしょうか。

○荒木委員 すいません、荒木ですがよろしいでしょうか。

委員会のメンバーについてなんですけれども、ろうあ協会の会長が高齢ということで、私が出席するよにということになっていますが、年齢制限があるのでしょうか。

○ 杣山委員長 杣山です。

先ほどの質問を先にお答えいたします。川添委員の区分けが変更になったことにつきまして、区分けのところではそうなっていますが、川添委員については手話サークルの代表としてのご意見も伺うということで理解しましたがよろしいでしょうか。

○ 川添委員 川添です。

それでは名簿の中に手話サークルしゅわっち代表ということも併記していただいた方がいいと思います。そうでないと全く関係ない人がホームページなどで名簿を見たときに、手話サークルの関係者がいないじゃないかと思われる向きもあると思いますので。

○ 杣山委員長 杣山です。

併記については良いかと思しますのでお願いいたします。
続きまして、荒木委員の年齢についてのご質問ですが。

○ 事務局 福原です。

年齢については市役所全体で、このような委員会については75歳までということになっております。

○ 荒木委員 荒木です。

この委員会は公的なものではないと思うので、やはり年齢は関係ないのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○ 事務局 神戸です。

この委員会につきましては市長が委嘱する委員会という形にな

りまして、全庁的な取組みの中で決まっているものであります。75歳を超える人は参加できないという規定がございまして、我々はそれを破ることができないのが原則となっております。絶対に必要だということがありましたら我々と相談させていただくという方法はあります。

○**杣山委員長** 杣山です。

今のご説明のとおりかと思えます。

他にありますでしょうか。

○**澤田委員** 澤田です。

条例のパンフレットは一般の人でも分かりやすい内容で良いと思ったのですが、どの範囲で配られていますでしょうか。店舗にも配られていますか。一般の方に知っていただいたら、店舗側としても協力できることはないかと考えてくださると思いますが、お聞きしたいです。

○**杣山委員長** 杣山です。

このパンフレットは子供も分かりやすいと私も思いましたが、いかがでしょうか。

○**事務局** 福原です。

こちらにつきましては店舗等には配布をしておりませんでして、市の関係者、学校等に配布しております。

○**杣山委員長** 杣山です。

部数は随分作られていると思うんですけども、店舗に配布す

る分は予定されていなかったということですね。

○事務局 福原です。

そうです。

○澤田委員 澤田です。

やはり関係者だけで進めている感が私もしますね。一般の市民の方に広げるためにも、条例の内容について広く伝えていただきたいと思っております。

○柚山委員長 柚山です。

ありがとうございました。これはまた予算等も関係してくるかと思いますが、大事なことだと思います。ご検討をお願いしたいということで、委員会からの意見とさせていただきたいと思います。他にありますでしょうか。

(意見なし)

それではこれで議長の役目を終わらせていただきまして、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

○事務局 松井です。

本日は、大変充実したご意見等をありがとうございました。本日いただきましたご意見等を踏まえ、各団体への意見聴取を進めていきたいと考えております。

第2回の委員会は、さきほど、今後のスケジュールでご説明差しあげましたとおり、11月頃を予定しております。

具体的な日程については、改めて日程調整をさせていただきます。
それでは、これにて第1回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

以 上